

## ○三島市駐車場条例

平成6年3月11日  
条例第5号

三島市営駐車場条例(昭和50年三島市条例第9号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、[駐車場法\(昭和32年法律第106号\)](#)に基づき、三島市が設置する路外駐車場(以下「駐車場」という。)の設置、管理及び駐車料金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三島市営中央駐車場	三島市中央町1番8号
三島市営三島駅南口駐車場	三島市一番町16番1号

(供用時間)

第3条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 市長は、管理上必要があるときは、[前項](#)の供用時間を変更することができる。

(車両制限)

第4条 駐車場に駐車することができる自動車は、[道路運送車両法\(昭和26年法律第185号\)第3条](#)に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車(側車付き二輪自動車以外の二輪自動車を除く。)のうち、三島市営中央駐車場にあっては長さ4.90メートル以下、幅1.75メートル以下、高さ2.10メートル以下のものとし、三島市営三島駅南口駐車場にあっては長さ5.00メートル以下、幅1.90メートル以下、高さ2.10メートル以下のものとする。

(駐車料金)

第5条 駐車場の駐車料金(以下「料金」という。)は、[別表第1](#)に定める額とする。

(回数駐車券及び定期駐車券)

第6条 市長は、利用者の利便を図るため、回数駐車券及び定期駐車券を発行することができる。この場合において、定期駐車券の発行については、その利用状況を勘案し、必要に応じ、発行を制限するものとする。

2 [前項](#)の回数駐車券及び定期駐車券の額は、[別表第2](#)に定める額とする。

(料金の徴収)

第7条 料金は、駐車場を利用した者(以下「利用者」という。)が駐車場から自動車を出場させるときに、その利用者から徴収する。ただし、[次の各号](#)に掲げる場合にあっては、[当該各号](#)に定める時期に徴収する。

(1) 回数駐車券及び三島市営中央駐車場の定期駐車券を発行する場合 当該発行のとき。

(2) 三島市営三島駅南口駐車場の定期駐車券を発行する場合 三島市営三島駅南口駐車場を利用しようとする者が当該利用の許可があったことを知ったときから当該定期駐車券の有効期間の初日の前日までの間

(3) その他市長が特に必要があると認める場合 市長が別に定める日

(料金の減免)

第8条 市長は、[道路交通法\(昭和35年法律第105号\)第39条第1項](#)に規定する緊急自動車を駐車させるときその他市長が必要と認めるときは、その料金を減免することができる。

(料金の不還付)

第9条 既納の料金は、還付しない。ただし、定期駐車券の発行に伴いに納付した料金については、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(無料開放)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、一定の期間に限り、駐車場を無料で開放することができる。

(駐車の拒否)

第11条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合には、駐車を拒否することができる。

(1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(2) 駐車場の構造又は設備を汚染し、又はき損するおそれがあるとき。

(3) [前2号](#)に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(禁止行為)

第12条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の構造又は設備を汚染し、又はき損すること。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(供用の休止等)

第13条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 市長は、[前項](#)の規定により駐車場の供用を休止しようとする場合には、その旨を告示するものとする。休止している駐車場の全部又は一部の供用を開始しようとする場合も、同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 駐車場の構造又は設備その他の物件を汚染し、又はき損させたものは、その損害を賠償しなければならない。

2 市は、駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責めを負うものとする。

(過料)

第15条 市長は、詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者については、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額の過料を科するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める。

(平成6年規則第31号で平成6年8月14日から施行)

(三島市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例)

2 [三島市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例\(昭和62年三島市条例第3号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成16年条例第27号)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発行する定期駐車券に係る料金から適用し、同日前に発行された定期駐車券に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第33号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の1回数駐車券の表の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、平成23年4月1日以後に駐車場から出場させる自動車に係る料金から適用し、同日前に駐車場から出場させた自動車に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年条例第1号)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第1の2三島市営三島駅南口駐車場の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に三島市営三島駅南口駐車場から出場させる自動車の施行日以後の利用に係る料金から適用する。

3 改正後の別表第2の2三島市営三島駅南口駐車場に規定する回数駐車券及び定期駐車券の発行は、施行日前においても行うことができる。

別表第1(第5条関係)

1 三島市営中央駐車場

区分	金額
午前8時から午後8時まで	30分までごとに100円

午後8時から翌日の午前8時まで	1時間までごとに100円
-----------------	--------------

## 備考

- 1 駐車時間が午後8時の前後にまたがる場合において、そのまたがる30分までの駐車時間に係る料金は、100円とする。
  - 2 駐車時間が午前8時の前後にまたがる場合において、そのまたがる1時間までの駐車時間に係る料金は、100円とする。
- 2 三島市営三島駅南口駐車場

区分	金額
最初の20分までの場合	無料
20分を超える場合	20分までごとに100円。ただし、24時間までごとに2,000円を限度とする。

## 別表第2(第6条関係)

- 1 三島市営中央駐車場
  - (1) 回数駐車券

区分	単位	金額
100円券	25枚	2,000円
400円券	25枚	8,000円

- (2) 定期駐車券

区分		単位	金額
全日定期	午前0時から午後12時まで	1月	14,000円
昼間定期	午前7時30分から午後8時30分まで		8,000円
夜間定期	午後6時から翌日の午前7時まで		

備考 昼間定期及び夜間定期は、3階、4階、5階及び屋上の利用に限る。

- 2 三島市営三島駅南口駐車場
  - (1) 回数駐車券

区分	単位	金額
100円券	25枚	2,000円
300円券	25枚	6,000円

- (2) 定期駐車券

区分	単位	金額
午前0時から午後12時まで	1月	17,000円

備考 1月の単位は、その月の初日から始まり、その月の末日をもって終わる。